

# 畑作物共済(大豆)のご加入にあたって

## <重要事項説明書>

この説明書は、畑作物共済への加入に当たり加入される皆さんにあらかじめ、ご承知頂きたい重要事項を整理したものです。畑作物共済への加入申込の際よくご覧いただけますとともに、この説明書でご不明な点、また、詳細については山梨県農業共済組合（以下「組合」といいます。）にお問い合わせください。

### ご加入についての事項

#### 1. 農業災害補償制度の機構(任意共済を除く)

農業災害補償事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導監督のもとに、農業共済組合、政府の二段階制をとり、危険分散を図るとともに、各々が責任の一部を分担し、安定した事業ができる仕組みとなっています。

#### 2. 加入申込及び共済関係の成立

畑作物共済は、大豆の栽培面積が5a以上の方が加入できます。

加入については年産ごとに、栽培する大豆の全てを加入していただく必要があります。

加入方式は、半相殺方式、全相殺方式、地域インデックス方式のいずれかを選択できます。ただし、全相殺方式を選択される場合は、一定の加入要件があります。

加入される方は、別途定めています畑作物共済加入申込書兼変更届出書（以下「加入申込書兼変更届出書」といいます。）に必要事項を記入・捺印して期限内に組合に申込み、組合がその申込みを受諾したときに共済関係が成立します。

なお、加入申込書兼変更届出書には事実をありのまま正確に記入されるようお願いします。記入内容が事実と異なる時には、共済関係の解除や共済金のお支払ができなくなる場合がありますので特にご留意願います。加入申込書兼変更届出書の提出後、記入内容に変更が生じた時もしくは記入内容の誤りに気付いた時には速やかに組合にご連絡ください。

また、以下の事項に当てはまる場合は、その耕地を「引受不適格耕地」として、加入対象から除外させていただきます。

- (1) 共済事故の発生することが相当な確実さを持って見通されること。
- (2) 基準収穫量の適正な決定が困難であること。
- (3) 損害額の適正円滑な認定が困難であること。
- (4) 収穫物が未成熟のまま収穫されること。(例：えだめ等)
- (5) 通常の肥培管理が行われず、または行われぬおそれがあること。  
(例：畦畔に栽培される場合等)
- (6) 次に挙げる作付基準に適合する場合。
  - ・連作による弊害が認められること。
  - ・望ましい作付体系及び作付割合でないこと。

#### 3. 共済関係の無効

共済関係が成立の当時、加入者又はこの組合が共済目的につき共済事故又はその共済事故の原因が既に生じていたことを知ったときは、この共済関係は無効となります。

#### 4. 共済関係の解除

加入申込みをされ組合が受諾の際に、加入される方が悪意若しくは重大な過失によって重要な事実を告げず、又は重要な事項について不実のことを告げ、組合がその事実を知ったときにその共済関係を将来に向かって解除できることが規定されています。

- (1) 正当な理由がなく共済掛金の払込みが遅延した場合も共済関係の解除となります。
- (2) 責任が開始していても、掛金の払い戻しはいたしません。
- (3) 共済事故が生じた後で解除した場合でも、その損害を補償することはできません。

又、既に共済金をお支払いしている場合でも、組合はその返還を請求することができます。

#### 5. 共済責任期間

共済事故が発生し、一定の損害があったとき、組合が加入者に共済金を支払う責任が発生し得ることとなる期間をいいます。発芽期(移植期)から収穫するに至るまでの期間です。(但し、その地域の通常の時期が原則です。)

#### 6. 基準収穫量

- (1) 概念的にはその年の天候が平年並に推移し、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られる収穫量のことで、いわゆる平年の収穫量を意味します。
- (2) 基準収穫量は、加入時において共済金額を算定する際の基準となり、共済事故において共済金の支払額を算定する際の基準となるものです。

#### 7. 共済金額

共済責任期間に補償される最高金額です。この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われます。

共済金額の算定は、加入者ごとに次により行います。

- (1) 半相殺方式（耕地ごとに算定します。）  
共済金額＝単位当たり共済金額 × 引受収量  
引受収量＝耕地ごとの基準収穫量の合計 × 補償割合  
補償割合：80%、70%、60%から選択
- (2) 全相殺方式（農家ごとに算定します。）  
共済金額＝単位当たり共済金額 × 引受収量  
引受収量＝農家ごとの基準収穫量の合計 × 補償割合  
補償割合：90%、80%、70%から選択
- (3) 地域インデックス方式（農家ごとに算定します。）  
共済金額＝単位当たり共済金額 × 引受収量  
引受収量＝農家ごと、統計単位地域ごとの基準収穫量の合計 × 補償割合  
補償割合：90%、80%、70%から選択

## 共済事故についての事項

### 8. 共済金の支払対象となる事故(共済事故)

風水害、干害、冷害、ひょう害、凍霜害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害

## 加入者の義務についての事項

### 9. 損害発生通知

加入者は共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われたときには、遅滞なく組合へ通知してください。その通知がない場合、適性な損害評価が行われず、減収量の算出ができなくなり共済金のお支払いができなくなることがあります。

### 10. 異動の通知義務

加入者は次に定める異動が生じた時には、遅滞なく組合へ通知してください。

- (1) 共済目的の譲渡、収穫適期前の掘取り、刈取り、抜取り又はすき込みによる異動。
- (2) 栽培方法等の変更による異動(類区分の変更が必要となる場合)。

### 11. 損害防止の義務

加入者は共済目的について通常すべき管理その他損害防止に努める義務を有しています。通常すべき肥培管理等の不良での減収は、共済事故以外の減収として分割評価を行い減収量から差し引くことがあります。また、必要な措置について組合からお願いすることがあることについてご留意願います。

## 共済金の支払いについての事項

### 12. 損害評価

損害評価は、加入者からの損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める畑作物損害認定準則及び畑作物損害評価要綱等に基づいて行われます。

### 13. 共済金の支払額

損害評価を行って、農林水産省により定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

共済金=単位当たり共済金額 × 共済減収量  
共済減収量は引受け方式ごとに異なります。

#### (1) 半相殺方式

共済減収量=耕地ごとの減収量の合計 - 支払開始減収量  
支払開始減収量=基準収穫量 × (1 - 補償割合)

#### (2) 全相殺方式

共済減収量=農家ごとの増収した量と、共済事故により減収した量を相殺した減収量  
(出荷数量等調査により把握した生産量) - 支払開始減収量  
支払開始減収量=基準収穫量 × (1 - 補償割合)

#### (3) 地域インデックス方式

共済減収量=(基準統計単収 - 当年産の統計単収) × 引受面積 - 支払開始減収量  
支払開始減収量=基準統計単収 × 引受面積 × (1 - 補償割合)

### 14. 共済金額の削減

大災害等で共済金をお支払いする場合に、組合の畑作物共済の積立金を充てますが、なおこの積立金がなくなった場合には、共済金額を削減できることが事業規程で規定されています。

### 15. 共済金が支払えない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による場合であっても、次のような場合には共済金をお支払いできないことがありますのでご留意願います。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害。
- (2) 共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害。
- (3) 加入者又はその法定代理人の故意又は重大な法令違反によって生じた損害。
- (4) 加入者と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害。  
(その親族が加入者に共済金を取得させる目的があった場合)
- (5) 共済事故発生のお知らせを怠り、または悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (6) 加入者が申込みに係る大豆に関する事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によって通知せず、または不実の通知をしたとき。
- (7) 加入者が植物防疫法の規定に違反したとき

## 個人情報の取扱いについての事項

- (1) 加入申込書に記載された事項やその他知り得た情報(以下「個人情報」という。)については、引受の判断、損害評価の認定、共済金等の支払い、加入の継続等各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」という。)します。
- (2) 組合は、共済支払責任を政府と分担しているため、各々で個人情報を共同利用します。
- (3) 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、引受面積の確定等必要な場合に必要範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

## その他の事項

組合は、その保有する共済金支払い責任の一部を政府と保険関係を締結して危険の分散を図っていますが、解散せざるをえなくなったとき農業保険法では契約を終了し、まだ経過しない共済責任期間に対応する共済掛金は加入者に払い戻すこととなっていますが、財務状況によっては削減されることがあります。